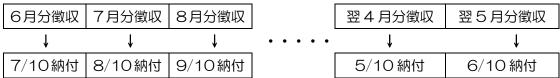
特別徴収税額の納期の特例について

納期の特例とは?

常時給与の支払いを受ける従業員が 10 人未満の事業所は、申請により毎月徴収した月割税額の納付を、月ごとの 12 回から、12 月と翌年 6 月の年 2 回にまとめることができる制度です。

〈通常〉年 12 回に分けて徴収、翌月 10 日までに納付する



〈納期の特例〉年12回に分けて徴収、12月と翌6月の2回で納付する

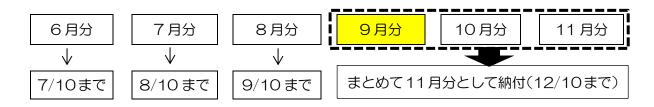


特例を受けるには

申請による承認が必要となります。申請書に必要事項を記入の上、相馬市役所税務課へ提出してください。令和5年度申請が承認された事業所は、翌年以降の申請書提出は必要ありません。

年度の途中から納期の特例を受ける場合は、申請の承認を受けた日の属する月から特例の 対象となります。

例 9月から納期の特例が承認された場合

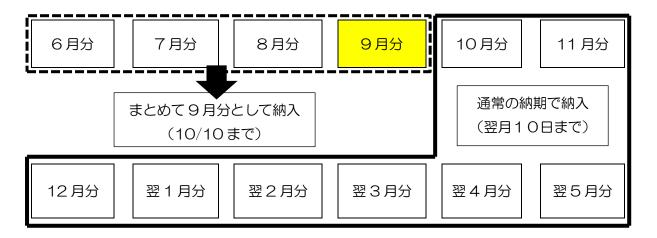


特例の要件に該当しなくなったとき・特例をやめたいとき

常時雇用される従業員が10人以上になったときは、遅滞なく「市県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出しなければなりません。また、納期の特例をやめたいときも同じくその旨を申請してください。

上記の届を提出していただいた場合、税の納入は提出していただいた月の分から通常の納期限となります。提出した月以前の分の税額は、提出した月の翌月 10 日までにまとめて納入することとなります。

例 9月20日に「市県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出した場合



その他注意点

- ・常時雇用する全従業員数は、相馬市以外の市町村に居住する方も含めて 10 人未満となります。また、多忙な時期に臨時で雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であれば該当します。
- ・申請は承認されない場合があります。また、承認後も著しい納入遅延等により承認が取り消される場合があります。
- ・令和6年度6月分から納期の特例を希望される場合は、令和6年度4月中までに申請書の提出をお願いいたします。